

**令和元年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」
に基づく対応状況等に関する調査結果**

1 趣 旨

厚生労働省が「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき実施した令和元年度における対応状況等の調査結果のうち、山梨県の集計結果を公表する。

2 調査の概要

調査方法：養介護施設従事者等による虐待及び養護者による虐待について、市町村からの報告に基づき県全体を集計

調査対象：65歳以上の高齢者が被虐待者となった事例

対象期間：平成31年4月1日～令和2年3月31日

3 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等

(1) 相談・通報件数等

「相談・通報件数」は25件であり、「虐待の事実が認められた事例件数」は5件で、「被虐待高齢者数」は7人であった。

表1 相談・通報件数等

	R1年度	H30年度
相談・通報件数	25件	16件
虐待の事実が認められた事例件数	5件	4件
被虐待高齢者数	7人	4人

(2) 虐待の事実が認められた事例

表2 市町村から県へ虐待の事実が認められたと報告があった事例 I

事 項	内 容
被虐待者の状況	(性別) 女性 1人
	(年齢階級) 85～89歳 1人
	(要介護度) 要介護3 1人
虐待を行った従事者の職種	介護職(介護福祉士以外)
施設の種類	介護老人保健施設
虐待の種別	身体的虐待
虐待に対してとった措置	施設等に対する一般指導、施設等からの改善計画、従事者等への注意・指導

表3 市町村から県へ虐待の事実が認められたと報告があった事例Ⅱ

事 項	内 容
被虐待者の状況	(性別) 女性 3人
	(年齢階級) 80～84歳 1人
	85～89歳 1人
	95～99歳 1人
	(要介護度) 要支援2 2人
	要介護3 1人
虐待を行った従事者の職種	介護職(介護福祉士か不明)
施設の種類の種類	(住宅型)有料老人ホーム
虐待の種別	心理的虐待
虐待に対してとった措置	施設等からの改善計画、従事者等への注意・指導

表4 市町村から県へ虐待の事実が認められたと報告があった事例Ⅲ

事 項	内 容
被虐待者の状況	(性別) 女性 1人
	(年齢階級) 85～89歳 1人
	(要介護度) 要介護4 1人
虐待を行った従事者の職種	介護職(介護福祉士か不明)
施設の種類の種類	介護老人保健施設
虐待の種別	身体的虐待
虐待に対してとった措置	施設等からの改善計画、報告徴収、質問、立入検査

表5 市町村から県へ虐待の事実が認められたと報告があった事例Ⅳ

事 項	内 容
被虐待者の状況	(性別) 男性 1人
	(年齢階級) 85～89歳 1人
	(要介護度) 要介護5 1人
虐待を行った従事者の職種	介護職(介護福祉士以外)
施設の種類の種類	特別養護老人ホーム
虐待の種別	身体的虐待
虐待に対してとった措置	施設等に対する一般指導、施設等からの改善計画、従事者等への注意・指導、報告徴収、質問、立入検査

表6 市町村から県へ虐待の事実が認められたと報告があった事例V

事 項	内 容
被虐待者の状況	(性別) 女性 1人
	(年齢階級) 90～94歳 1人
	(要介護度) 要介護5 1人
虐待を行った従事者の職種	介護職(介護福祉士以外)
施設の種類の種類	特別養護老人ホーム
虐待の種別	心理的虐待
虐待に対してとった措置	施設等に対する一般指導、従事者等への注意・指導

(3) 身体的虐待に該当する身体拘束の有無

身体的虐待に該当する「身体拘束」は、本県ではなかった。

4 養護者による高齢者虐待についての対応状況等

(1) 相談・通報件数等

「相談・通報件数」は204件、「虐待を受けた又は受けたと思われたと判断された事例数（以下「虐待判断事例数」という。）」は111件で、「被虐待高齢者数」は111人であった。

表7 相談・通報件数

	R1年度	H30年度
相談・通報件数	204件	214件
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断された事例件数	111件	127件
被虐待高齢者数	111人	129人

(2) 相談・通報者

「介護支援専門員」が37.7%と最も多く、次いで「警察」が12.3%、「介護保険事業所職員」が8.2%であった。

表8 相談・通報者（複数回答）

（単位：人）

	介護支援専門員	介護保険事業所職員	医療機関従事者	近隣住民・知人	民生委員	被虐待者本人	家族・親族	虐待者自身	当該市町村行政職員	警察	その他	合計
R1年度	83 (37.7%)	18 (8.2%)	10 (4.5%)	12 (5.5%)	9 (4.1%)	12 (5.5%)	15 (6.8%)	3 (1.4%)	17 (7.7%)	27 (12.3%)	14 (6.4%)	220 (100.0%)
H30年度	86 (35.2%)	18 (7.4%)	18 (7.4%)	8 (3.3%)	2 (0.8%)	23 (9.4%)	43 (17.6%)	2 (0.8%)	12 (4.9%)	24 (9.8%)	8 (3.3%)	244 (100.0%)

（注）一件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は表7の相談・通報件数と一致しない。

(3) 事実確認の状況

「事実確認調査を行った事例」は205件であった。「事実確認調査を行った事例」のすべてが「立入調査以外の方法により事実確認調査を行った事例」であり、その内訳は、「訪問調査を行った事例」が151件、「関係者からの情報収集のみで調査を行った事例」が54件であった。

なお、相談・通報の受理から事実確認開始までの期間の中央値は、回答のあった197件では0日であり、相談・通報の受理から虐待確認までの期間の中央値については、回答のあった125件では3日であった。

表9 相談・通報に関する事実確認の状況

(単位：件)

	R1年度	H30年度
事実確認調査を行った事例	205 (98.1%)	220 (100.0%)
立入調査以外の方法により調査を行った事例	205 (98.1%)	220 (100.0%)
訪問調査を行った事例	151	181
関係者からの情報収集のみで調査を行った事例	54	39
立入調査により調査を行った事例	0 (0.0%)	0 (0.0%)
警察が同行した事例	0	0
警察に援助要請したが同行はなかった事例	0	0
援助要請をしなかった事例	0	0
事実確認調査を行っていない事例	4 (1.9%)	0 (0.0%)
相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	3	0
相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の事例	1	0
合計	209 (100.0%)	220 (100.0%)

(注) 事実確認の状況には、前年度に相談・通報があったもののうち、当該年度に入って事実確認を行ったものが含まれるため、合計件数は表7の相談・通報件数と一致しない。

表10 相談・通報の受理から事実確認開始までの期間

(単位：件)

	0日	1日	2日	3～6日	7～13日	14～20日	21日以上	合計
R1年度	116	27	7	21	10	4	12	197
H30年度	79	31	10	20	11	2	9	162

中央値 R1年度：0日（即日）、H30年度：1日

表11 相談・通報の受理から虐待確認までの期間

(単位：件)

	0日	1日	2日	3～6日	7～13日	14～20日	21日以上	合計
R1年度	43	7	10	26	18	4	17	125
H30年度	38	15	8	14	11	3	18	107

中央値 R1年度：3日、H30年度：2日

(4) 虐待の発生要因

最も回答が多い要因は「虐待者の性格や人格（に基づく言動）」の61.3%、次いで「虐待者の介護疲れ・介護ストレス」の54.1%、「被虐待高齢者の認知症の症状」の53.2%の順であった。

表 1 2 虐待の発生要因（複数回答）

（単位：件）

要因		R1年度
虐待者側の要因	a 虐待者の介護疲れ・介護ストレス	60 (54.1%)
	b 虐待者の介護力の低下や不足	39 (35.1%)
	c 虐待者の孤立・補助介護者の不在等	23 (20.7%)
	d 虐待者の「介護は家族がすべき」といった周囲の声、世間体に対するストレスやプレッシャー	7 (6.3%)
	e 虐待者の知識や情報の不足	42 (37.8%)
	f 虐待者の理解力の不足や低下	45 (40.5%)
	g 虐待者の虐待者の外部サービス利用への抵抗感	15 (13.5%)
	h 虐待者の障害・疾病	34 (30.6%)
	i 虐待者の精神状況が安定しない	41 (36.9%)
	j 虐待者の性格や人格（にに基づく言動）	68 (61.3%)
	k 虐待者のひきこもり	8 (7.2%)
	l 被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	52 (46.8%)
	m 虐待者の飲酒の影響	12 (10.8%)
	n 虐待者のギャンブル	2 (1.8%)
	o 虐待者側のその他の要因	7 (6.3%)
被虐待者の状況	a 被虐待高齢者の認知症の症状	59 (53.2%)
	b 被虐待者の精神障害（疑い含む）、高次脳機能障害、知的障害、認知機能の低下	45 (40.5%)
	c 被虐待高齢者の身体的自立度・認知機能の低下（認知症の症状含む）	56 (50.5%)
	d 被虐待高齢者の排泄介助の困難さ	30 (27.0%)
	e 被虐待高齢者が外部サービスの利用に抵抗感がある	12 (10.8%)
	f 被虐待高齢者本人の性格や人格（にに基づく言動）	31 (27.9%)
	g 被虐待高齢者本人の性格や人格（にに基づく言動）	5 (4.5%)
家庭の要因	a 経済的困窮（経済的問題）	56 (50.5%)
	b 家庭内の経済的利害関係（財産、相続）	18 (16.2%)
	c（虐待者以外の）他家族との関係の悪さほか家族関係の問題	56 (50.5%)
	d（虐待者以外の）配偶者や家族・親族の無関心、無理解、非協力	32 (28.8%)
	e 家庭におけるその他の要因	7 (6.3%)
その他	a ケアサービスの不足の問題	31 (27.9%)
	b ミスマッチ等のマネジメントの問題	3 (2.7%)
	c その他	3 (2.7%)

（注） R1年度の調査から、要因に対する調査項目が任意回答から選択式複数回答に変更されたことにより、R1年度とH30年度の比較は行っていない。

また、複数回答のあった要因を集計しているため、表7の「虐待判断事例数」と要因件数は一致しない。

(5) 虐待の内容

ア 虐待の種別

「身体的虐待」が65.8%と最も多く、次いで「心理的虐待」が37.8%、「介護等放棄」が22.5%、「経済的虐待」が18.9%であった。

表13 虐待の種別（複数回答） (単位：人)

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
R1 年度	73 (65.8%)	25 (22.5%)	42 (37.8%)	0 (0.0%)	21 (18.9%)
H30 年度	80 (62.0%)	41 (31.8%)	55 (42.6%)	0 (0.0%)	27 (20.9%)

(注) 割合は、被虐待高齢者数に対するもの。

【参考】虐待の具体的内容（主なもの）

種別	主な具体的内容
身体的虐待	暴力的行為、乱暴な扱い、身体の拘束
介護等放棄	生活援助全般を行わない、水分・食事摂取の放任、希望・必要とする介護サービスの制限
心理的虐待	暴言・威圧・侮辱、脅迫、無視・訴えの否定や拒否
性的虐待	性行為の強要・性的暴力
経済的虐待	年金の取り上げ、必要な費用の不払い、預貯金・カード等の不当な使い込み

イ 虐待の程度の深刻度

5段階評価で、「3-生命・身体・生活に著しい影響」が32.4%と最も多く、次いで、3より深刻度の低い「1-生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等」及び「2」が28.8%であった。一方、「5-生命・身体・生活に関する重大な危険」は6.3%であった。

表14 虐待の程度（深刻度） (単位：人)

	1-生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等	2	3-生命・身体・生活に著しい影響	4	5-生命・身体・生活に関する重大な危険	合計
R1 年度	32 (28.8%)	32 (28.8%)	36 (32.4%)	4 (3.6%)	7 (6.3%)	111 (100.0%)
H30 年度	25 (19.4%)	33 (25.6%)	55 (42.6%)	8 (6.2%)	8 (6.2%)	129 (100.0%)

(6) 被虐待高齢者の状況

ア 性別及び年齢

性別では、「女性」が74.8%、「男性」が25.2%と「女性」が全体の7割以上を占めていた。年齢階級別では、「80～84歳」が26.1%と最も多く、次いで「85～89歳」が25.2%、「90歳以上」が15.3%であった。全体の8割以上が75歳以上であった。

表15 被虐待高齢者の性別 (単位：人)

	R1年度	H30年度
男性	28 (25.2%)	32 (24.8%)
女性	83 (74.8%)	97 (75.2%)
合計	111 (100%)	129 (100%)

表16 被虐待高齢者の年齢 (単位：人)

	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	不明	合計
R1年度	9 (8.1%)	7 (6.3%)	21 (18.9%)	29 (26.1%)	28 (25.2%)	17 (15.3%)	0 (0.0%)	111 (100.0%)
H30年度	15 (11.6%)	13 (10.1%)	20 (15.5%)	28 (21.7%)	29 (22.5%)	24 (18.6%)	0 (0.0%)	129 (100.0%)

イ 要介護認定の状況

「要介護認定済み」が73.0%で、全体の7割以上が介護保険の利用申請を行い、「認定済み」の者であった。また、「未申請」は23.4%であった。

表17 被虐待高齢者の要介護認定の状況 (単位：人)

	R1年度	H30年度
要介護認定 未申請	26 (23.4%)	35 (27.1%)
要介護認定 申請中	3 (2.7%)	6 (4.7%)
要介護認定 認定済み	81 (73.0%)	86 (66.7%)
要介護認定 非該当(自立)	1 (0.9%)	2 (1.6%)
不明	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計	111 (100.0%)	129 (100.0%)

ウ 要介護認定者の状況

要介護認定者81人における要介護状態区分は、「要介護2」が33.3%と最も多く、次いで、「要介護3」及び、「要介護4」が19.8%であった。

また、要介護認定者における認知症日常生活自立度の「自立度Ⅱ以上」は77.8%、障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）の「寝たきり度A以上」は85.2%であった。

表18 要介護認定者の要介護状態区分 (単位：人)

	R1年度	H30年度
要支援1	4 (4.9%)	1 (1.2%)
“ 2	2 (2.5%)	2 (2.3%)
要介護1	11 (13.6%)	12 (14.0%)
“ 2	27 (33.3%)	28 (32.6%)
“ 3	16 (19.8%)	24 (27.9%)
“ 4	16 (19.8%)	10 (11.6%)
“ 5	5 (6.2%)	9 (10.5%)
不明	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計	81 (100.0%)	86 (100.0%)
要介護3以上(再掲)	37 (45.7%)	43 (50.0%)

表19 要介護認定者の認知症日常生活自立度 (単位：人)

	R1年度	H30年度
自立又は認知症なし	5 (6.2%)	5 (5.8%)
自立度Ⅰ	13 (16.0%)	13 (15.1%)
自立度Ⅱ	27 (33.3%)	25 (29.1%)
自立度Ⅲ	28 (34.6%)	31 (36.0%)
自立度Ⅳ	5 (6.2%)	9 (10.5%)
自立度M	2 (2.5%)	2 (2.3%)
認知症はあるが自立度不明	1 (1.2%)	0 (0.0%)
認知症の有無が不明	0 (0.0%)	1 (1.2%)
合計	81 (100.0%)	86 (100.0%)
自立度Ⅱ以上(再掲)	63 (77.8%)	67 (77.9%)

表20 要介護認定者の障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度） (単位：人)

	R1年度	H30年度
自立	1 (1.2%)	1 (1.2%)
日常生活自立度(寝たきり度)J	10 (12.3%)	10 (11.6%)
“ A	41 (50.6%)	40 (46.5%)
“ B	25 (30.9%)	27 (31.4%)
“ C	3 (3.7%)	8 (9.3%)
不明	1 (1.2%)	0 (0.0%)
合計	81 (100.0%)	86 (100.0%)
日常生活自立度(寝たきり度)A以上(再掲)	69 (85.2%)	75 (87.2%)

表 2 1 要介護認定者の介護保険サービス利用状況

(単位：人)

	R1年度	H30年度
介護サービスを受けている	73 (90.1%)	76 (88.4%)
過去受けていたが判断時点では受けていない	2 (2.5%)	2 (2.3%)
過去も含め受けていない	6 (7.4%)	8 (9.3%)
不明	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計	81 (100.0%)	86 (100.0%)

表 2 2 要介護認定者の介護保険サービスの種別 (複数回答)

(単位：件数)

	介護サービスを受けている	過去受けていたが判断時点では受けていない	合計
訪問介護	12 (10.0%)	1 (33.3%)	13 (10.6%)
訪問入浴介護	0 (0.0%)	1 (33.3%)	1 (0.8%)
訪問リハ	2 (1.6%)	1 (33.3%)	3 (2.4%)
訪問看護	5 (4.1%)	0 (0.0%)	5 (4.1%)
通所介護(デイサービス)	55 (45.8%)	0 (0.0%)	55 (44.7%)
通所リハ	7 (5.8%)	0 (0.0%)	7 (5.7%)
福祉用具貸与	13 (10.8%)	0 (0.0%)	13 (10.6%)
短期入所(ショートステイ)	18 (15.0%)	0 (0.0%)	18 (14.6%)
小規模多機能型居宅介護	3 (2.5%)	0 (0.0%)	3 (2.4%)
グループホーム(認知症対応型)	1 (0.8%)	0 (0.0%)	1 (0.8%)
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	2 (1.6%)	0 (0.0%)	2 (1.6%)
施設種別特定不明	2 (1.6%)	0 (0.0%)	2 (1.6%)
住宅改修	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

(注) 割合は、表 2 1 の介護サービスを受けている (73 人)、過去受けていたが判断時点では受けていない (2 人) に対するもの。複数回答のため、回答数の合計は表 2 1 の利用者数に一致しない。

(7) 虐待を行った養護者 (虐待者) の状況

ア 被虐待高齢者における虐待者との同居・別居の状況

「虐待者とのみ同居」が 45.0% と最も多く、次いで「虐待者及び他家族と同居」が 39.6% と、被虐待者の 8 割以上が虐待者と同居であった。

表 2 3 被虐待高齢者における虐待者との同居・別居の状況

(単位：人)

	虐待者とのみ同居	虐待者及び他家族と同居	虐待者と別居	その他	合計
R1 年度	50 (45.0%)	44 (39.6%)	16 (14.4%)	1 (0.9%)	111 (100.0%)
H30 年度	67 (51.9%)	44 (34.1%)	18 (14.0%)	0 (0.0%)	129 (100.0%)

(注)・その他：虐待者 1 と同居だが虐待者 2 とは別居 (虐待者複数)

イ 被虐待高齢者の家族形態

「未婚の子と同居」が42.3%と最も多く、次いで「子夫婦と同居」が17.1%であった。

表24 被虐待高齢者の家族形態 (単位：人)

	単独世帯	夫婦のみ世帯	未婚の子と同居	配偶者と離別・死別等した子と同居	子夫婦と同居	その他	合計
R1年度	10 (9.0%)	16 (14.4%)	47 (42.3%)	7 (6.3%)	19 (17.1%)	12 (10.8%)	111 (100.0%)
H30年度	10 (7.8%)	22 (17.1%)	44 (34.1%)	16 (12.4%)	27 (20.9%)	10 (7.8%)	129 (100.0%)

(注)・「未婚の子」は配偶者がいたことのない子を指す。

・その他：実兄弟、配偶者を亡くした姻族、内縁関係、被虐待高齢者が施設入所中等

ウ 被虐待高齢者から見た虐待者の続柄

被虐待高齢者から見た虐待者の続柄は、「息子」が46.2%と最も多く、次いで「夫」の15.1%、「娘」の12.6%であった。

表25 被虐待高齢者から見た虐待者の続柄 (単位：人)

	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者	娘の配偶者	兄弟姉妹	孫	その他	合計
R1年度	18 (15.1%)	7 (5.0%)	55 (46.2%)	15 (12.6%)	6 (5.0%)	3 (2.5%)	6 (5.0%)	2 (1.7%)	7 (5.9%)	119 (100.0%)
H30年度	24 (17.1%)	9 (6.4%)	61 (43.6%)	25 (17.9%)	11 (7.9%)	5 (3.6%)	4 (2.9%)	0 (0.0%)	1 (0.7%)	140 (100.0%)

(注)・一件の事例に対し、複数の者から虐待を受けていた場合は、重複して計上されているため、表7の虐待判断事例数及び被虐待高齢者数と一致しない。

・その他：甥、元妻、元夫、元夫の嫁、同居知人、内縁の妻

エ 虐待者の年齢

虐待者の年齢階級別は、「50～59歳」が33.6%と最も多く、次いで「40～49歳」が16.8%、「60～64歳」が10.1%であった。

表26 虐待者の年齢 (単位：人)

	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	不明	合計
R1年度	0 (0.0%)	1 (0.8%)	2 (1.7%)	20 (16.8%)	40 (33.6%)	12 (10.1%)	10 (8.4%)	7 (5.9%)	9 (7.6%)	7 (5.9%)	5 (4.2%)	0 (0.0%)	6 (5.0%)	119 (100.0%)
H30年度	0 (0.0%)	1 (0.7%)	9 (6.4%)	16 (11.4%)	47 (33.6%)	13 (9.3%)	8 (5.7%)	9 (6.4%)	9 (6.4%)	9 (6.4%)	4 (2.9%)	5 (3.6%)	10 (7.1%)	140 (100.0%)

(8) 虐待の事実が認められた事例への対応状況

ア 分離の有無

虐待への対応として、「被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例」は28.6%であった。一方、「被虐待者と虐待者を分離していない事例」は55.6%であった。

表27 虐待への対応策としての分離の有無 (単位：人)

	R1年度	H30年度
被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例	36 (28.6%)	40 (26.3%)
被虐待者と虐待者を分離していない事例	70 (55.6%)	69 (45.4%)
現在対応について検討・調整中の事例	3 (2.4%)	13 (8.6%)
虐待判断時点で既に分離状態の事例 (別居、入院、入所等)	12 (9.5%)	22 (14.5%)
その他	5 (4.0%)	8 (5.3%)
合計	126 (100.0%)	152 (100.0%)

(注)・合計人数は、前年度の虐待判断事例のうち当該年度に入って対応を行ったものを含むため、表7の被虐待高齢者数と一致しない。

- ・その他：被虐待者の死亡、対応中に被虐待者の入院、被虐待者の施設入所支援、虐待者の自死、非同居人

イ 分離を行った事例の対応

分離を行った事例における対応は、「契約による介護保険サービスの利用」が36.1%と最も多く、次いで「(上記以外の)住まい・施設等の利用」が16.7%、「緊急一時保護」及び「医療機関への一時入院」が13.9%、の順であった。

表28 分離を行った事例の対応の内訳 (単位：人)

	R1年度	H30年度
契約による介護保険サービスの利用	13 (36.1%)	21 (52.5%)
老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	4 (11.1%)	2 (5.0%)
うち、面会の制限を行った事例	0	1
緊急一時保護	5 (13.9%)	2 (5.0%)
医療機関への一時入院	5 (13.9%)	6 (15.0%)
上記以外の住まい・施設等の利用	6 (16.7%)	3 (7.5%)
虐待者を高齢者から分離(転居等)	1 (2.8%)	1 (2.5%)
その他	2 (5.6%)	5 (12.5%)
合計	36 (100.0%)	40 (100.0%)

(注) その他：虐待者の入院

ウ 分離していない事例の対応の内訳

分離していない事例の対応は、「養護者に対する助言・指導」が64.3%と最も多く、次いで、「既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し」が40.0%であった。

表29 分離していない事例の対応の内訳（複数回答）（単位：人）

	R1年度	H30年度
経過観察（見守り）	16 (22.9%)	10 (14.5%)
養護者に対する助言・指導	45 (64.3%)	40 (58.0%)
養護者自身が介護負担軽減のための事業に参加	3 (4.3%)	1 (1.4%)
被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	10 (14.3%)	8 (11.6%)
既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	28 (40.0%)	34 (49.3%)
被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用	1 (1.4%)	4 (5.8%)
その他	6 (8.6%)	11 (15.9%)

(注)・割合は、表27の「被虐待者と虐待者を分離していない事例」人数に対するもの。
 ・その他：ケアマネマネジメント支援、養護者以外の家族の協力等

エ 権利擁護に関する対応

権利擁護に関する対応として、成年後見制度の「利用開始済み」が3人、「利用手続き中」が3人であり、これらを合わせた6人のうち「市町村長申立の事例」は3人であった。また、「日常生活自立支援事業の利用」は2人であった。

表30 権利擁護に関する対応（単位：人）

	R1年度	H30年度
成年後見制度 利用開始済み	3	5
〃 利用手続き中	3	5
(内数) 上記2つのうち市町村長申立の事例	3	7
日常生活自立支援事業の利用	2	2

5 虐待等による死亡事例

(1) 事件形態及び加害者－被害者の関係

養護者による事例で、被養護者が65歳以上、かつ虐待等により死亡に至った事例は、本県では「養護者の虐待(ネグレクトを除く)による被養護者の致死」が1件で被害者1人、「養護者のネグレクトによる被養護者の致死」1件で被害者1人、計2件で被害者2人であった。

表3-1 事件形態 (単位：人)

	R1年度	H30年度
養護者による被養護者の殺人	0 (0.0%)	0 (0.0%)
養護者の虐待(ネグレクトを除く)による被養護者の致死	1 (50.0%)	0 (0.0%)
養護者のネグレクトによる被養護者の致死	1 (50.0%)	0 (0.0%)
心中(養護者、被養護者とも死亡)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
その他	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計	2 (100.0%)	0 (0.0%)

表3-2 加害者の被害者からみた続柄 (単位：人)

	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者	娘の配偶者	兄弟姉妹	孫	その他	合計
R1年度	(0.0%)	(0.0%)	2 (100.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	2 (100.0%)

(2) 被害者・加害者の特徴

ア 被害者の状況

被害者の性別は、「男性」1人、「女性」1人であった。

年齢は、それぞれ「80～84歳」1人、「85～89歳」1人であった。

被害者の要介護度は、「自立」1人、「要介護3」1人であった。

表3-3 被害者性別 (単位：人)

	男性	女性	合計
R1年度	1 (50.0%)	1 (50.0%)	2 (100.0%)

表3-4 被害者年齢 (単位：人)

	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	不明	合計
R1年度	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	1 (50.0%)	1 (50.0%)	(0.0%)	(0.0%)	2 (100.0%)

表 3 5 被害者の要介護度

(単位：人)

	R1年度
要支援 1	(0.0%)
” 2	(0.0%)
要介護 1	(0.0%)
” 2	(0.0%)
” 3	1 (50.0%)
” 4	(0.0%)
” 5	(0.0%)
自立	1 (50.0%)
不明	(0.0%)
合計	2 (100.0%)

表 3 6 被害者の認知症の有無と程度

(単位：人)

	R1年度
あり	1 (50.0%)
なし	1 (50.0%)
不明	(0.0%)
合計	2 (100.0%)

表 3 7 認知症高齢者の日常生活自立度

(単位：人)

	R1年度
自立度 I	(0.0%)
自立度 II	1 (100.0%)
自立度 III	(0.0%)
自立度 IV	(0.0%)
自立度 M	(0.0%)
不明	(0.0%)
合計	1 (100.0%)
自立度 II 以上(再掲)	1 (100.0%)

表 3 8 日常生活自立度(寝たきり度)

(単位：人)

	R1年度
自立	1 (50.0%)
J	(0.0%)
A	(0.0%)
B	1 (50.0%)
C	(0.0%)
不明	(0.0%)
合計	2 (100.0%)
A 以上(再掲)	1 (50.0%)

イ 家庭の状況

被害者と加害者の同別居関係をみると被害者 2 人とも「加害者のみと同居」であった。
家族形態は、2 人とも「未婚の子と同居」であった。

表 3 9 被害者と加害者の同別居関係 (被害者からみて) (単位：人)

	加害者とのみ同居	加害者及び他家族	加害者と別居	その他	合計
R1 年度	2 (100.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	2 (100.0%)

表 4 0 家族形態

(単位：人)

	単独世帯	夫婦のみ世帯	未婚の子と同居	配偶者と離別・死別等した子と同居	子夫婦と同居	その他	合計
R1 年度	(0.0%)	(0.0%)	2 (100.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	2 (100.0%)

ウ 加害者の状況

加害者2人の性別は、「男性」が2人であった。

年齢は、「50～59歳」、「60～64歳」が各1人であった。

表 4 1 加害者性別

(単位：人)

	男性	女性	合計
R1 年度	2 (100.0%)	(0.0%)	2 (100.0%)

表 4 2 加害者年齢

(単位：人)

	40歳未満	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	不明	合計
R1 年度	(0.0%)	(0.0%)	1 (50.0%)	1 (50.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	2 (100.0%)

表 4 3 加害者以外の他の養護者の有無

(単位：人)

	あり	なし	不明	合計
R1 年度	1 (50.0%)	1 (50.0%)	(0.0%)	2 (100.0%)

エ 事件前の行政サービス等の利用

介護保険サービスについては、利用「あり」及び、医療機関の利用「あり」、行政への相談「あり」はいずれも2人中1人であり、2人中1人がいずれかのサービス等を利用していた。

上記行政サービス等の利用状況とは別に、事件前の行政機関による何らかの対応の有無（高齢者虐待事例としての対応に限らず）を確認したところ、対応「あり」とされたのは1人であった。

また、高齢者虐待防止法第11条に基づく立入調査を行った事例は0件（0人）であった。

表4-4 事件前の行政サービス利用状況等 （単位：人）

	あり	なし・不明
事件前の介護保険サービス利用	1 (50.0%)	1 (50.0%)
事件前の医療機関の利用	1 (50.0%)	1 (50.0%)
事件前の行政への相談	1 (50.0%)	1 (50.0%)
事件前の介護保険サービス・医療機関・行政相談いずれかの利用	1 (50.0%)	1 (50.0%)

表4-5 事件前の行政機関による何らかの対応及び立入調査（法第11条）の有無

	あり	なし	合計
事件前の行政機関による何らかの対応	1 (50.0%)	1 (50.0%)	2 (100.0%)
立入調査（法第11条）	0 (0.0%)	2 (100.0%)	2 (100.0%)

【用語解説】

「養介護施設従事者等」

- ・「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者

「養介護施設」

- ・老人福祉法に規定される老人福祉施設（地域密着型施設も含む）、有料老人ホーム
- ・介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域包括支援センター

「養介護事業」

- ・老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業
- ・介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業

「養護者」

「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」であり、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当する。

「認知症高齢者の日常生活自立度」

判定の基準等

ランク	判断基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
II a	家庭外で上記IIの状態が見られる。	たびたび道に迷うとか、買い物や事務、金銭管理など、それまでできたことにミスが目立つ等
II b	家庭内でも上記IIの状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応など一人で留守番ができない等
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	
III a	日中を中心として上記IIIの状態が見られる。	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。 やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行動等
III b	夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。	ランクIII aに同じ
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクIII aに同じ
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

「障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）」

判定の基準

生活自立	ランクJ	何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する。 1. 交通機関等を利用して外出する 2. 隣近所へなら外出する
準寝たきり	ランクA	屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しない。 1. 介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する 2. 外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている
寝たきり	ランクB	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ。 1. 車椅子に移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う 2. 介助により車椅子に移乗する
	ランクC	1日中ベッドの上で過ごし、排泄、食事、着替えにおいて介助を要する。 1. 自力で寝返りをうつ 2. 自力で寝返りもうてない

※判定に当たっては、補装具や自助具等の器具を使用した状態であっても差し支えない

【留意事項】

割合（％）は四捨五入しているため、内訳の合計が100%に合わない場合がある。